

## 第17回建築関係訴訟委員会・第23回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成29年3月22日(水) 午前10時00分

2 場 所 最高裁判所中会議室(2階)

3 出席者(敬称略)

### 【委員】

岡田恒男(委員長), 上谷宏二, 大森文彦, 小野徹郎, 坂本功, 仙田満, 竹川忠芳, 田中信義, 安岡正人, 山本康弘, 吉野博

[松本光平は欠席]

### 【オブザーバー】

真木康守(日本建築学会専務理事), 三島隆(日本建築学会事務局), 三輪方大(東京地裁判事), 杉浦徳宏(大阪地裁判事)

### 【事務局】

平田豊(民事局長), 成田晋司(民事局第一課長), 山本拓(民事局第二課長)

## 4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 建築関係訴訟に関する統計等について

事務局から, 平成28年(1月~12月)までの建築関係訴訟の事件動向等について説明があった。

(3) 建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策

ア 東京地裁・大阪地裁における専門家関与の現状について

東京地裁・大阪地裁から, 両地裁においては, 建築の各分野の専門家が訴訟や調停に関与できる態勢が整えられており, 専門家と十分な連携が図れているものの, 他方で, 中小規模庁では, 建築関係の専門家が十分でない場合も少なくなく, 各庁からの問合せを受けて専門委員を紹介する例はあるが, 調停委員等, 継続的に事件に関与できる専門家を得ることが課題と考えられること等が報告された。

イ 司法支援建築会議の取組について

小野委員から, 司法支援建築会議の北海道支部, 東海支部及び近畿支部における裁判所への調停委員の推薦等の状況や各支部が裁判所との相互理解を深めるために行っている協議会等の開催状況が説明され, これらを踏まえ, 今後, 建築関係訴訟において専門家の関与をより多く得るため, 相互理解をより深める取組や支部の会員数を増やすために会員の若返りを図る取組等を行っていくこと, 司法支援建築会議の九州支部の設立に向けた準備を継続して検討していくこと等が報告された。

ウ 意見交換

以上の報告を基に意見交換を行い, 建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策に継続的に取り組んでいくことの重要性が確認された。

### 【主な発言】

- ・ 司法支援建築会議は非常に熱心に活動していると思う。瑕疵があると主張している建築紛争はできるだけ早く解決する必要があるが、そのためには司法支援建築会議の会員のような中立的でありかつ専門的知見を持った方が紛争の解決に関与することが重要である。建築瑕疵損害賠償事件は、一定の審理期間を要しており、特に鑑定を実施した事案は長期化するものと思われることから、早期解決に向けて司法支援建築会議の会員の知見を大いに活用していく方策を検討していただきたい。
  - ・ 東京地裁・大阪地裁では、専門家が十分に確保されているとのことだが、東京、大阪以外にも多くの建築関係訴訟があるので、これらについて、専門家の助力を得ながら適正迅速に解決し得るようになるための方策を検討する必要がある。
  - ・ 東京地裁・大阪地裁では、専門家調停委員や専門委員が多数いるために、鑑定まで行わずに迅速な解決をすることができている。裁判官と専門家とが普段からフェイス・トゥ・フェイスで話ができることが重要であるといえ、地方の裁判所においても専門家がしっかり関与できるよう、司法支援建築会議が人材を確保していく必要がある。
  - ・ 司法支援建築会議の九州支部設立について、あい路もあると思うが、専門家の関与をより深めるため、設立に向けて進めていければよいと考える。
- (4) 「修補工事費見積方法の検討報告書」について
- 山本委員から、司法支援建築会議の修補工事費見積検討小委員会において、「修補工事費見積方法の検討報告書」を取りまとめたこと等が報告された。
- (5) 近時の建築関係訴訟における諸問題
- 近時の建築関係訴訟において、①地震による被害・耐震性に関する問題、②外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題、③隣地被害に関する問題があるとして、東京地裁・大阪地裁からそれぞれ実情が報告され、それを基に意見交換を行った。
- ア 地震による被害・耐震性に関する問題について
- 東京地裁から、地震による被害・耐震性に関する問題として、i 土地の液状化に関する事案、ii 震災により建物の一部が倒壊したことから建物の安全性に瑕疵がある主張される事案、iii 建物を調査した結果耐震性の不足が判明したと主張される事案等があり、i 土地の液状化の事案では、地震、地盤、建物の基礎選択等の専門的知見が必要となり、地盤と建築が交錯する分野であるが、双方に専門的知見を有する専門家が少なくないことや、地震や土地の液状化には未解明な部分が多いこと、ii 建物の安全性に瑕疵があると主張される事案では、建物倒壊の機序、原因等が問題となり、設計、施工等の専門家の関与が必要となること、iii 耐震性が問題となる事案では、建物の構造の専門家の関与が必要となることなどの報告があった。

**【主な発言】**

- ・ 地震・耐震性に関しては、科学的知見に基づかない不安が助長されている面も問題があるように思う。このような問題に対処するにはどうすべきかを考える必要がある。
- ・ そういった不安を招かないためには、専門家が、専門的知見に基づいて判断をした理由について、消費者に対し、懇切丁寧に時間をかけて説明していく作業も必要だと思う。
- ・ 専門家が説明する際には、判断できる部分と判断できない部分を明確にした上で、客観的な見解を示すことが重要である。

#### イ 外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題について

東京地裁・大阪地裁から、外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題として、外壁タイルの剥離面を考察しても施工上の問題があったかどうかを認定することが困難であり、浮き・剥離等が生じた現象面から瑕疵の有無を判断する必要があるが、その際の判断基準として確立されたものがないことや、瑕疵現象発生まで相当な期間が経過する場合が多いため、経年劣化により生じた場合との区別が困難であること等が報告された。

#### 【主な発言】

- ・ 外壁タイルの浮き・剥離については、経年劣化による部分も多いとは思いますが、他方で、専門家からみると問題があるという場合もある。また、日本建築学会の指針等に従って施工した場合に責任が問われるのかという問題もある。
- ・ 鑑定実施件数は減っているようであるが、その中でも鑑定が行われる事件は今回意見交換をしている外壁タイルの浮き・剥離の事例のような難しい問題を含むものであり、その結果審理に期間を要することになっているのではないかと思う。

#### ウ 隣地被害に関する問題について

東京地裁・大阪地裁から、隣地被害に関する問題として、隣地における建物解体、新築等のための土地掘削、振動等により建物の損傷が生じたと主張する事案があり、これらの事案では、因果関係や補修費用を判断することが困難な事案が多いこと等が報告された。

#### 【主な発言】

- ・ 司法支援建築会議の支部でも、裁判所との協議のテーマとして隣地被害の問題等が必ず挙げられており、活発に意見交換がされている。そのような相互協力の取組を続けていくことも重要だろう。

#### (6) 委員長の交代について

- ア 岡田委員長から、今回の委員会をもって委員長を辞する旨が表明された。これを受けて、委員の互選により、仙田委員が委員長に選任された。
- イ 仙田委員長が、委員長代理として吉野委員を指名した。

#### (7) 次回の予定等について

本委員会については、引き続き原則として2年に1回開催することとし、次回は平成31年に開催することが確認された。

以 上